

③ 暫定再任用制度と定年前再任用短時間勤務制度

・暫定再任用

2023年度から65歳定年の完成年度である2031年度までの9年間、定年退職後の61～65歳の職員に、現行の再任用制度を適用する。

・定年前再任用短時間勤務

定年引き上げに該当する1963年度以降に生まれた職員に対して、「多様な働き方のニーズに対応」するため、定年前に一旦退職し、61歳以降本来の定年退職年齢までの間、短時間勤務を認めるとした制度。勤務時間や賃金は現行再任用制度のハーフタイム勤務と同じだが、再任用制度と異なりフルタイム勤務に復帰することはできない。

11. 高齢者部分休業について(2023年4月1日から取得可能)

55歳に達した日の翌年度4月1日以降から定年退職日まで部分休業できる制度です。2022年度末までには条例化される予定ですが、現時点で示されているものは次の通りです。

概要として、高齢期による諸事情（家族の介護、体力の低下、セカンドキャリアにむけた準備等）や地域貢献（ボランティア等の地域活動への参画等）のための時間創出などに対応するために、公務の運営に支障のない限りにおいて、一週間あたりの勤務時間数が2分の1を超えない範囲内で取得することができます。また、退職をしてからの定年前再任用短時間勤務とは異なるため、フルタイムに復帰することが可能となっています。しかしながら勤務しない時間は賃金が減額されるうえ、連動して一時金や退職金等の各種手当にも影響します。

※2022年9月時点、細部については検討中